

改正後	改正前
第3編 租税特別措置法関係 第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例 1 「製造場から移出した数量」等の取扱い 措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、<u>合成清酒（同法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項の規定の適用を受けるものを除く。）</u>、<u>しょうちゅう甲類、しょうちゅう乙類、果実酒及び発泡酒（法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号イ(1)に該当するものを除く。）</u>（以下、第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（以下、「純課税移出数量」という。）によることに取り扱う。 <u>（注）製造場から清酒等を移出した場合であっても法第54条第5項の適用があるときには、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定は適用されないものであるから留意する。</u> 2 （省略） 3 「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」の意義等 「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」（以下、「再移出控除適用酒類」という。）とは、<u>移出につき再移出控除の適用を受ける酒類をいい、原料使用控除を受け又は受けようとする酒類は含まれない。</u> <u>（注）1 再移出控除適用酒類については他の酒類の製造場から移出したときに措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定を適用されたものであるかどうかにかかわらず「二百キロリットルまでのもの」には含まれないのであるから留意する。</u> <u>2 再移出控除適用酒類の数量については、第2編第30条第3項関係の3〈再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算〉の定めにより算出するのであるから留意する。</u> 4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 (1) 税率の特例を適用する場合の酒税額は、第<u>2</u>編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2〈税額の端数計算〉及び3〈課税標準数量等の端数計算〉により	第3編 租税特別措置法関係 第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例 1 「製造場から移出した数量」等の取扱い 措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、<u>しょうちゅう甲類、しょうちゅう乙類及び果実酒（以下、第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）</u>ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（以下、「純課税移出数量」という。）によることに取り扱う。 2 （同左） 3 「法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」の取扱い 「法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」（以下、「再移出控除適用酒類」という。）<u>については、当該酒類が措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定を適用されたものであるかどうかにかかわらず「二百キロリットルまでのもの」には含まれないのであるから留意する。</u> <u>なお、再移出控除適用酒類の数量については、第1編第30条第3項関係の2《「移入して製造場から更に移出した」の意義等》の定めにより算出するのであるから留意する。</u> 4 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算 (1) 税率の特例を適用する場合の酒税額は、第<u>1</u>編第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の2<u>《税額の端数計算》</u>及び3<u>《課税標準数量等の端数計算》</u>により

改正後	改正前
算出した酒税額に、<u>措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に掲げる表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算する。</u> なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、<u>第2編第22条第1項関係の5〈混和酒の税率適用の取扱い〉の定め</u>に準じて算出した税率の特例の適用を受けることのできる酒類について<u>同表の区分に応じ、該当する割合を乗じて計算するのであるから留意する。</u> (2) (省略) 5 (省略) 第87条の3 合成清酒等に係る酒税の税率の特例 第1項関係 1 税率の特例の適用除外要件の判定時期 <u>措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第2項に規定する「すべての要件を満たす合成清酒」、同条第3項に規定する「すべての要件を満たすみりん」及び同条第4項に規定する「すべての要件を満たすみりん類似雑酒」に該当するかどうかは、移出する時点における酒類の成分、規格、原料により判定する。</u> (削除) 第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 1 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い <u>措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の適用に当たっての取り扱いについては、第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の1から5の定めを準用する。</u> 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) <u>措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下、「ビール製造免許初取得者」という。)</u>とは、平成15年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許(期限付免許を含む。)を受けた者(第2編第7条第1項関係の5〈法人成り等の場合	算出した酒税額に、<u>100分の70を乗じて計算する。</u> なお、再移出控除適用酒類を混和して移出した場合には、<u>第1編第22条第1項関係の2《混和酒の税率適用の取扱い》の定め</u>に準じて算出した税率の特例の適用を受けることのできる酒類について<u>100分の70を乗じて計算するのであるから留意する。</u> (2) (同左) 5 (同左) 第87条の3 合成清酒等に係る酒税の税率の特例 (新設) 第87条の4 発泡酒に係る酒税の税率の特例 (新設)

改正後	改正前
<u>の酒類等の製造免許の取扱い」の取扱いにより製造免許を受けた者（措置法第 87 条の 6 《ビールに係る酒税の税率の特例》第 3 項に定める場合を除く。）及び試験製造免許を受けた者を含み、第 2 編第 7 条第 5 項関係の 3 〈期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い〉の取扱いにより製造免許を受けた者（平成 15 年 4 月 1 日以後に切り替えの対象となる期限付免許を受けていた場合に限る。）を除く。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）附則第 33 条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第 1 項の規定により製造免許を付されたものとみなされた者をいう。</u> <u>（注） 第 2 編第 7 条第 5 項関係の 3 《期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い》の取扱いにより製造免許を受けた者については、切り替えの対象となる期限付免許を最初に受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</u> <u>② 平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、平成 15 年 4 月 1 日以後に法第 17 条《製造又は販売業の廃止》第 1 項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第 7 条《酒類の製造免許》第 4 項の規定により付された期限の満了後、改めて平成 18 年 3 月 31 日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成 15 年 4 月 1 日から当該試験製造免許の取消しを受けるまで又は当該期限の満了までの間にビールの課税移出がなかったときは、当該試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。</u> <u>③ 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、法第 7 条《酒類の製造免許》第 1 項の規定によりビールの製造免許を受けた者であっても、平成 15 年 3 月 31 日以前においてビールの製造免許を受けていた者、他の製造場にビールの製造免許を受けている者等は、ビール製造免許初取得者に該当しないのであるから留意する。</u> <u>（注） 他の製造場にビールの製造免許を受けている者については、当該免許を受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</u> 3 「製造免許を受けた日から 3 年を経過する日」の意義	

改正後	改正前						
<u>措置法第 87 条の 6 《ビールに係る酒税の税率の特例》</u> <u>第 1 項に規定する「製造免許を受けた日から 3 年を経過する日」とは、免許を受けた日の 3 年後の応当日となる</u> <u>のであるから留意する。</u> <u>(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)</u> <table><tr><th><u>免許を受けた日等の区分</u></th><th><u>最大適用可能期間</u></th></tr><tr><td><u>平成 15 年 4 月 1 日に免許</u> <u>を受けた場合</u></td><td><u>平成 15 年 4 月分</u> <u>平成 18 年 4 月分</u></td></tr><tr><td><u>平成 18 年 3 月 31 日に免許</u> <u>を受けた場合</u></td><td><u>平成 18 年 3 月分</u> <u>平成 21 年 3 月分</u></td></tr></table>	<u>免許を受けた日等の区分</u>	<u>最大適用可能期間</u>	<u>平成 15 年 4 月 1 日に免許</u> <u>を受けた場合</u>	<u>平成 15 年 4 月分</u> <u>平成 18 年 4 月分</u>	<u>平成 18 年 3 月 31 日に免許</u> <u>を受けた場合</u>	<u>平成 18 年 3 月分</u> <u>平成 21 年 3 月分</u>	
<u>免許を受けた日等の区分</u>	<u>最大適用可能期間</u>						
<u>平成 15 年 4 月 1 日に免許</u> <u>を受けた場合</u>	<u>平成 15 年 4 月分</u> <u>平成 18 年 4 月分</u>						
<u>平成 18 年 3 月 31 日に免許</u> <u>を受けた場合</u>	<u>平成 18 年 3 月分</u> <u>平成 21 年 3 月分</u>						
第 87 条の <u>7</u> 外航船等に積み込む酒類の免税 1 (省略) 2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い 措置法第 87 条の <u>7</u> 《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第 29 条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。 3 外航船等への積込みの承認の取扱い (1) 承認申請書の様式等 措置令第 45 条の 2 《酒類等の外航船等への積込みの承認》第 1 項に規定する申請書の様式は、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 21 条の 2 《船用品又は機用品の積込みの手続》第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は 3 通を、外国貨物である場合は 4 通を、それぞれ提出させる。 イ 措置法第 87 条の <u>7</u> 《外航船等に積み込む酒類の免税》第 1 項の規定による承認の申請をする旨 ロ・ハ (省略) (2) 承認の基準 措置法第 87 条の <u>7</u> 《外航船等に積み込む酒類の免税》第 1 項の規定による承認は、原則として、措置規則第 34 条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量では不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。 (3) 積込み酒類の選択	第 87 条の <u>6</u> 外航船等に積み込む酒類の免税 1 (同左) 2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い 措置法第 87 条の <u>6</u> 《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第 29 条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。 3 外航船等への積込みの承認の取扱い (1) 承認申請書の様式等 措置令第 45 条の 2 《酒類等の外航船等への積込みの承認》第 1 項に規定する申請書の様式は、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 21 条の 2 《船用品又は機用品の積込みの手続》第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は 3 通を、外国貨物である場合は 4 通を、それぞれ提出させる。 イ 措置法第 87 条の <u>6</u> 《外航船等に積み込む酒類の免税》第 1 項の規定による承認の申請をする旨 ロ・ハ (同左) (2) 承認の基準 措置法第 87 条の <u>6</u> 《外航船等に積み込む酒類の免税》第 1 項の規定による承認は、原則として、措置規則第 34 条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量では不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。 (3) 積込み酒類の選択						

改正後	改正前
措置法第87条の<u>7</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けて、外航船等に積み込むとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。 (4) 包括承認の取扱い 措置法第87条の<u>7</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込むとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空会社ごとに1か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。 (5)・(6) (省略) 4 表示命令の取扱い (1) (省略) (2) 表示の方法等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第4項の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、措置法第87条の<u>7</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。 5 輸出されたことを証する書類の取扱い 措置規則第36条《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》第2項に規定する「法第87条の<u>7</u>第1項の承認を受けた事実を証する書類」は、令第36条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。 (1) 措置法第87条の<u>7</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る承認年月日、承認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間 (2) 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第3項後段の規定により指定期間の延長の承認を受けた場合は、(1)の事項のほか、当該延長承認に係る(1)の事項 なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当たっては、措置法第87条の<u>7</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認書	措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けて、外航船等に積み込むとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。 (4) 包括承認の取扱い 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込むとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空会社ごとに1か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。 (5)・(6) (同左) 4 表示命令の取扱い (1) (同左) (2) 表示の方法等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第4項の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。 5 輸出されたことを証する書類の取扱い 措置規則第36条《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》第2項に規定する「法第87条の<u>6</u>第1項の承認を受けた事実を証する書類」は、令第36条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。 (1) 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る承認年月日、承認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間 (2) 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第3項後段の規定により指定期間の延長の承認を受けた場合は、(1)の事項のほか、当該延長承認に係る(1)の事項 なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当たっては、措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認書

改正後	改正前
を添付させる。 6 積み承認書の写しの取扱い 措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に直接保管させる。 7 積換え等の場合の承認等の取扱い (1) 積換えの承認の取扱い 措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第2項（措置法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》第2項の規定を読み替え）の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、同条第1項の規定による積み承認の場合の取扱いを準用する。 なお、機用品の積換えの場合において、同条第1項の規定による積み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めたときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。 (2)・(3) （省略） 8・9 （省略）	を添付させる。 6 積み承認書の写しの取扱い 措置法第87条の6《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に直接保管させる。 7 積換え等の場合の承認等の取扱い (1) 積換えの承認の取扱い 措置法第87条の6《外航船等に積み込む酒類の免税》第2項（措置法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》第2項の規定を読み替え）の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、同条第1項の規定による積み承認の場合の取扱いを準用する。 なお、機用品の積換えの場合において、同条第1項の規定による積み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めたときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。 (2)・(3) （同左） 8・9 （同左）
第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の5 酒類の種類等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 (1) （省略） (2) 酒類の種類等の表示の取扱い イ 酒類の容器に対する表示 (イ)～(ニ) （省略） (ホ) 酒類の種類を表示以外の表示義務事項の表示 A・B （省略） C 税率適用区分の表示は、次による。 (A) 発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」又は<u>法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号イ(1)</u>に該当するものについては「麦芽使用率50%以上」、<u>同号イ(2)</u>に該当するものについては「麦芽使用率25%以上50%未満」、<u>同号</u>	第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の5 酒類の種類等の表示義務 1 酒類の表示の取扱い等 (1) （省略） (2) 酒類の種類等の表示の取扱い イ 酒類の容器に対する表示 (イ)～(ニ) （同左） (ホ) 酒類の種類を表示以外の表示義務事項の表示 A・B （同左） C 税率適用区分の表示は、次による。 (A) 発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」又は<u>措置法第87条の4《発泡酒に係る酒税の税率の特例》第1項第1号</u>に該当するものについては「麦芽使用率50%以上」、<u>同項第2号</u>に該当するものについては「麦芽使用率25%以

改正後	改正前
<u>イ(3)</u>に該当するものについては「麦芽使用率 25%未満」と表示する。 ただし、<u>同号イ(1)</u>に該当するものについては「麦芽使用率〇〇%以上」と表示することとしても差し支えない。	上 50%未満」、<u>同項第 3 号</u>に該当するものについては「麦芽使用率 25%未満」と表示する。 ただし、<u>同項第 1 号</u>に該当するものについては「麦芽使用率〇〇%以上」と表示することとしても差し支えない。